

第五十六条の二 意匠法第五十一条の規定は、第四十五条第一項の審判に準用する。

第六十条の次に次の一条を加える。

(審判の規定の準用)

第六十条の一 第五十五条の一の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十一条中「第一百七十四条第一項から第三項まで及び第五項」を「第一百七十四条第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「第一百一十五条の二第一項又は第一百一十九条第一項」を「又は第一百一十五条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特許法第一百五十九条第二項から第五項までの規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十二条中「第五十六条の二」を「第五十八条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 意匠法第五十八条第二項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十三条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第五十六条第一項において、又は第六十一条において準用する特許法第一百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第一百五十九条第一項において準用する同法第五十二条第一項」を「訴え、第五十五条の二（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する第十六条の二第一項」に、「却下の決定に対する訴」を「却下の決定に対する訴え」に改め、同条第二項中「、第一百一十五条の二第一項若しくは第一百一十九条第一項」を「若しくは第一百一十五条の二第一項」に改める。

第六十八条第一項中「第九条の二、第十条」を「第九条の二から第十条まで」に改め、同条第四項中「、第五十六条及び第五十六条の二」を「及び第五十五条の二から第五十六条の二まで」に改

める。

第六十八条の一中「第五十六条第一項」を「又は第五十六条第一項」に、「において準用する特許法第一百五十九条第一項若しくは第三項において、又は第六十一条」を「若しくは第六十一条第一項」に改め、「第一百七十四条第一項において準用する同法」を削る。

第六十九条第一項中「第六十一条」を「第六十二条第一項」に、「特許法第一百七十四条第三項」を「同法第一百七十四条第二項」に、「特許法第一百九十三条第二項第五号」を「同法第一百九十三条第二項第五号」に改める。

第七十五条第一項中「第一百九十三条第二項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号(特許公報の掲載事項)」を「第一百九十三条第二項第一号から第二号まで、第五号、第七号及び第九号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「一 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の承

「出願公告後における商標登録出願により生じた権利の承継」とあるのは、「二、出願公告後における商標法第十六条の二第一項(同法第五十五条の二(同法第六十条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による却下の決定」と読み替えるものとする。

第七十六条第一項第二号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「特許法第五条第二項」を「同法第五条第一項」に改める。

第七十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四条第一項中「第一百一十一条第一項」とあるのは、「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

第七十七条第二項中「第十七条第二項及び第三項」を「第十七条第三項及び第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九条中「第一百一十二条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第

一項若しくは第四十五条第一項」と、同法第十四条中「第一百二十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

第七十八条中「五十万円」を「五百万円」に改める。

第七十九条中「基く」を「基づく」に、「二十万円」を「三百万円」に改める。

第八十条中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第八十三条中「又は第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「特許法第一百七十四条第一項から第三項まで」を「同法第一百七十四条第二項において、第六十一条第一項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十八条第三項」に、「同法第一百五十一条」を「特許法第一百五十一条」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第八十四条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第八十五条中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万七千円」を「二万円」に、「三万四千円」を「四万三千円」に改め、同表第二号中「八千八百円」を「一万千円」に改め、同表第三号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第

四号及び第五号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第百七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定(同表第八号中「(請求公告に係る異議の申立てを含む。)」を削る部分及び同表第十一号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。)、第二条の規定、第四条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の規定

中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。

(特許法の改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第一百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき日の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その特許出願及びその特許出願に係る特許権については、なお従前の例による。

3 前条ただし書に規定する日前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、新特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新特許法第一百二十三条第一項第一号及び第一百八十四条の十五第一項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。

5 新特許法第一百二十三条第一項第七号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十二条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判が特許庁に係属している場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許についての新特許法第二百二十六条第一項の規定の適用については、同項中「特許権者は、第二百二十二条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「特許権者は」とする。

7 この法律の施行前に請求された旧特許法第二百二十六条第一項の審判による明細書又は図面の訂正についての旧特許法第二百二十九条第一項の審判については、新特許法第二百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に請求された旧特許法の規定による審判の確定審決及びこの法律の施行後に請求される旧特許法の規定による審判(旧特許法第二百二十二条第一項、第二百二十二条第一項及び第二百二十九条第一項の審判に限る。)の確定審決に対する再審については、新特許法第二百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした特許出願に係る旧特許法第百二十二条第一項の審判及びこの法律の施行後に請求される旧特許法第百二十九条第一項の審判並びにこれらの確定審決に対する再審並びにこの法律の施行前に請求された同項の審判の確定審決に対する再審(以下この項において「審判・再審」という。)に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなして、新特許法第百九十五条第二項の規定を適用する。この場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第一一十七号。以下「昭和六十一年法」という。)の施行前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

10 この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審において、旧特許法第百六十五条第一項(旧特許法第百七十四条第四項において準用す

る場合を含む。)において準用する旧特許法第五十五条第一項の申立て(以下この項において「請求公告異議申立て」という。)があつた場合における手数料の納付については、請求公告異議申立てを新特許法別表第六号に規定する特許異議の申立てとみなして、新特許法第百九十五条第一項の規定を適用する。

(第一条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する日前に第一条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた登録料であつて同法第三十四条において準用する旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、第一条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。)又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)、附則第十一条の規定による改正前の弁理士法(大正十年法律第一百号)、附則第十一一条の規定による改正前の輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第二百六号)、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第二十号)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

			第三十七条第一項 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
第四十条第二項	2 第三十七条第一項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	第三十九条第一項 次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、審判を請求することができる。	二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書、第二項若しくは第三項(第四十条第五項において準用する場合を含む)又は第四十条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。
第四十条第一項	2 第三十七条第一項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	一 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第三項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。	第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合について審判を請求することができます。ただし、その訂正是、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
第四十条第二項	2 第三十七条第一項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるなければならない。	審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

二 読記の訂正

三 明りようでない記載の訛明

書に添付され、その副本を請求人に送達しなければならない。

5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第一百二十九条、第一百二十八条、第一百三十一条、第一百三十二条、第三項及び第四項並びに第一百六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。

第一百三十二条から第三百三十三条まで、第一百三十五条から第三百六十三条まで、第一百六十四条第一項及び第一百六十六条から第三百七十二条まで

第五十五條第一項

第四十一条

準用する。

第一百三十条から第一百七十九条まで

第五十六条第一項 及び第二項	三十万円	三百万円
第五十七条及び第 五十八条	十万円	百万円
第六十条	五万円	五十万円
別表第五号	登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む。)をする者	登録異議の申立てをする者
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者

第五条 実用新案登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(その実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものと除く。)であつて、第三条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの(以下「旧実用新案登録出願」という。)を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願(以下「新実用新案登録出願」という。)とすることができる。

2 前項の場合において、新実用新案登録出願は、旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。この場合において、新実用新案法第二条の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第五条第一項の規定による届出(以下「変更届出」という。)の日」と、新実用新案法第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは「変更届出と同時に」とする。

3 第一項の規定による届出があつたときは、旧実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

4 旧実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る第一項の規定による届出については、旧実用新案法第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては旧実用新案法第四十八条の五第一項、旧实用新案法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び旧实用新案法第

四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、旧実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(旧実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

5 特許出願人又は意匠登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は意匠登録出願(その特許出願又は意匠登録出願の日から五年六月を経過したものと除く。)であつて、新実用新案法の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たものを新実用新案法の規定の適用を受ける新実用新案登録出願に変更することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正)

第七条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という。)の一部を次のように改正する。

第一百七条第一項の表中「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万一千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万三千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「十二万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千円」を「二十五万八千四百円」に改める。

(旧法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の旧法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて旧法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の旧法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年法の一部改正)

第九条 昭和六十二年法の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表中「五千円」を「七千円」に、「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万一千一百円」に、「一万六千円」を「一万一千四百円」に、「三万二千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「十二万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千円」を「三十五万八千四百円」に改め、同条第四項中「五万円」を「七万五千円」に、「八千

円」を「一万二千円」に、「二万二千円」を「二万七千五百円」に改める。

附則第五条第二項の表中「六千八百円」を「九千五百円」に、「一万三千五百円」を「一万八千九百円」に、「二万七千円」を「三万七千八百円」に改め、同条第三項中「三万二千円」を「四万八千円」に、「四千四百円」を「四千四百円を加えた額」に、「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

(昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第一百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第二十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料であつて旧実用新案法第三十四条において準用する旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(弁理士法の一部改正)

第十一条 弁理士法の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第五十六条第一項若ハ第二項」を「第五十六条第一項」に改める。

(輸出品アザイン法の一部改正)

第十二条 輸出品デザイン法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「又は同法第十一一条第一項の権利に係る考案」を削る。

(特許法施行法の一部改正)

第十三条 特許法施行法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「新法第二百二十三号」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二百二十三号)による改正前の特許法第二百二十三号」に改める。

(実用新案法施行法の一部改正)

第十四条 実用新案法施行法(昭和三十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「新法による」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二百二十三号)による」に改める。

「平成五年法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成

五年法による改正前の実用新案法(以下「昭和三十四年法」という。)による」に改める。

第四条中「新法第十一條第一項」を「昭和三十四年法第十一條第一項」に改める。

第五条中「日において」の下に「昭和三十四年法による」を加える。

第十七条第一項中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「新法による」を「昭和三十四年法による」に改める。

第十九条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第二十六条第一項中「新法第三十七條第一項」を「昭和三十四年法第三十七條第一項」に改める。

第二十七条第二項中「新法第三十四条」を「昭和三十四年法第三十四条」に、「新特許法」を「平成五年法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の特許法」に改める。

第二十八条及び第三十条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第一項」に改める。

第十一条中「(実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。)及び実用新案法第四十一条」を削り、「特許法第一百六十二条の二第二項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、特許法第一百六十五条第一項(同法第一百七十四条第四項(実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。)及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)及び実用新案法第十二条」を「及び同法第一百六十二条第三項」に改める。

第十二条第三項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「又は実用新案登録出願」を削り、「発明又は考案と」を「発明と」に改める。

第四十一条第一項中「第十七条第二項(第三号を除く。)及び第三項」を「第十七条第三項(第三号を除く。)及び第四項」に改め、同条第四項中「第五十五条第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第一項、第七項又は第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた審判又は再審の審決に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧特許法第二百九十七条中「二十万円」とあるのは、「三百万円」とする。

(政令への委任)

第十七条 附則第一条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における技術開発の進展に伴う技術開発成果の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大その他の工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。